
CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2020/6/23号 (No. 358)

○ 法律・法規等

1. 最高人民法院と最高検察院、「知財刑事事件の法適用問題の解釈」で意見募集(最高人民法院公式サイト 2020年6月17日)
2. 市場監督管理総局、「商事主体登記管理条例(草案)」で意見募集(国家市場監督管理総局公式サイト 2020年6月15日)
3. 最高人民法院、知財民事訴訟証拠などの司法解釈で意見募集(最高人民法院公式サイト 2020年6月15日)

○ 中央政府の動き

1. 国家知識産権局、知財保護支援のさらなる強化で「指導意見」(中国知識産権资讯网 2020年6月17日)
2. 国家知識産権局、「商標権侵害判断基準」を公表(国家知識産権網 2020年6月17日)
3. 国家知識産権局と澳門特区政府が知的財産権分野の協力を強化(国家知識産権網 2020年6月16日)
4. 税関総署が越境 EC の新規定を公表 「オンライン広州交易会」にも適用(海関総署公式サイト 2020年6月16日)
5. 市場監督管理総局、不正競争取り締まりを強化 「通達」を出す(国家市場監督管理総局公式サイト 2020年6月12日)

○ 地方政府の動き

1. 広東、「クラウド上」の広州交易会の知的財産権保護を強化(国家市場監督管理総局公式サイト 2020年6月17日)
2. 上海市知識産権局、知的財産権シンポジウムを開催(中国保護知識産権網 2020年6月15日)
3. 武漢の複数部門が知財紛争の多元化調停活動の強化で「意見」作成(国家知識産権網 2020年6月12日)

○ 司法関連の動き

1. 西安市知識産権局と中級法院が「知財保護協力覚書」を締結(国家知識産権網 2020年6月16日)
2. アップル vs 西電捷通の SEP 侵害事件、北京知識産権法院が対象特許の有効性を支持(中国知識産権资讯网 2020年6月15日)
3. 北京朝陽法院、文化産業知財裁判白書を発表 請求額は5年間で11倍増(中国保護知識産権網 2020年6月12日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

1. 国家版權局など4部門、「劍網2020」特別行動を始動(中国打撃侵權工作網 2020年6月17日)
2. 市場監督管理部門が第1四半期に約4万件の権利侵害・模倣事件を摘発(国家市場監督管理総局公式サイト 2020年6月12日)

○ その他知財関連

1. 広州交易会、権利侵害有無の対比目録を發布 企業の自己調査に(中国保護知識産権網 2020年6月15日)
2. 「知財保護レベルなどが著しく向上」=中国 EU 商会「商業信頼感調査」(中国知識産権资讯网 2020年6月11日)

● ニュース本文

○ 法律・法規等

★★★1. 最高人民法院と最高検察院、「知財刑事事件の法適用問題の解釈」で意見募集★★★

知的財産権の刑事司法保護を強化し、知的財産権を侵害した犯罪を法に則って厳罰し、社会主義市場経済秩序を守るためとして、最高人民法院と最高人民検察院は、6月17日付、「中華人民共和国刑法」と「中華人民共和国刑事訴訟法」の関連規定に基づいて、「知的財産権侵害の刑事事件の審理における具体的な法適用の若干問題に関する解釈（三）」の意見募集稿を作成し、公表した。8月2日まで一般向け意見募集を行う。意見などの提出方法は以下の通り。

▽電子メール xssfjs@163.com

▽書簡

[最高人民法院]北京市東城区東交民巷27号 最高人民法院民事審判第三庭 郵便番号 100745

[最高検察院]北京市東城区北河沿大街147号 最高人民検察院第四検察庁 郵便番号 100726

(出典：最高人民法院公式サイト 2020年6月17日)

<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-236841.html>

★★★2. 市場監督管理総局、「商事主体登記管理条例（草案）」で意見募集★★★

国家市場監督管理総局は、商事登記制度の改善と市場監視管理体制の健全化、ビジネス環境の最適化、経済の発展を一層推進し、商事登記関連の法律の統合や、各種の市場主体の登記規則、標準、手続きの統一化、効力の明確化などを図り、近年進められてきた商事登記制度改革の中の成功な措置を法律化させるために、「中華人民共和国商事主体登記管理条例（草案）」を作成した。

同総局は6月15日、「管理条例（草案）」を公式サイトに掲載し、一般向け意見募集を始めた。締切日は7月15日。以下の方法で建議などを提出することができる。

▽国家市場監督管理総局公式サイトでオンライン提出

(URL：<http://www.samr.gov.cn>)

▽電子メール djzdc@samr.gov.cn

▽書簡 北京市西城区三里河東路8号 市場監管総局・登記注册局 郵便番号 100820

(出典：国家市場監管総局公式サイト 2020年6月15日)

http://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/202006/t20200615_317040.html

★★★3. 最高人民法院、知財民事訴訟証拠などの司法解釈で意見募集★★★

最高人民法院は、6月15日付、「知的財産権民事訴訟の証拠に関する若干規定」、「知的財産権侵害行為への制裁の強化に関する意見」の二つの意見募集稿を公式サイトで公示し、一般向け意見募集を始めた。意見提出の締め切り日は7月31日。修訂意見などは以下の方法で提出することができる。

▽書簡：北京市東城区東交民巷27号 最高人民法院・民事審判第三庭 郵便番号 100745 (封筒に「征求意见回復」と明記)

▽電子メール：spcip611@163.com (件名に「征求意见回復」と明記)

(出典：最高人民法院公式サイト 2020年6月15日)

<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-236421.html>

○ 中央政府の動き

★★★1. 国家知識産権局、知財保護支援のさらなる強化で「指導意見」★★★

6月16日、国家知識産権局が「知的財産権保護支援活動のさらなる強化に関する指導意見」を發布した。同「指導意見」は、権利保護支援制度の整備促進や、サービス水準の向上、知財保護システムの改善・整備などに重要な意義があるとみられる。

「指導意見」に2025年までの活動目標、権利保護の活動範囲を明確にした。自然人、法人またはその他の組織を対象に、専利（特許、実用新案、意匠）、商標、地理的表示、集積回路配置図設計を含む知的財産権の公益的な支援を行うという。

また、「指導意見」は、中小企業・零細企業の権利保護支援の重視、展示会や電子商取引分野の権利保護支援の強化、海外における保護支援サービスの改善などを強調した。

(出典：中国知識産権資訊網 2020年6月17日)

http://www.cipnews.com.cn/cipnews/news_content.aspx?newsId=123345

★★★2. 国家知識産権局、「商標権侵害判断基準」を公表★★★

国家知識産権局はこのほど、商標の法執行における権利侵害の判断基準統一に向け、「商標権侵害判断基準」を作成し、ホームページで公表した。

本基準は「商標法」の枠組みの下で、長年来の商標行政保護における経験とやり方を制度化し、地方の法執行当局に具体的な実施ガイドラインを提供することが目的である。「基準」は全 38 条からなり、商標の使用、同一種商品(役務)、類似商品(役務)、同一商標、類似商標、誤認混同、権利の衝突、適用中止、権利者識別など、それぞれの定義や適用基準について、細かく規定している。

国家知識産権局・保護司の責任者によると、同局はこれから、「基準」に関する説明や研修、指導を進めながら、典型的事例や指導的事例の取りまとめなどの業務をしっかりと行い、業務指導体制を一層整備し、法執行のレベルを高め、市場主体のためにさらに開かれた、透明で、予期可能な知的財産保護環境を整備し、ビジネス環境を一層優れたものにする方針である。

(出典：国家知識産権網 2020 年 6 月 17 日)

<http://www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1149655.htm>

★★★3. 国家知識産権局と澳門特区政府が知的財産権分野の協力を強化★★★

国家知識産権局と澳門特区政府・経済局はこのほど、「知的財産権分野における交流、協力の強化に関する取決め」を締結し、大陸部と澳門の知的財産権分野における交流、協力を引き続き推し進めていくことで合意した。取決めは 6 月 16 日に発効した。

2003 年 1 月に大陸部と澳門は初めての知的財産権協力文書を締結した。それ以来、双方の知的財産権管理当局は特許審査協力、交流会や研修訓練の共催、文献交換などの分野で一連の交流、協力を実施し、目覚ましい成果を上げている。

今回の取決めは交流、協力の分野と内容を拡大し、今後の活動の重点と方向性を明らかにした。双方は、「特許分野の協力深化」「澳門特区による知的財産制度の改正・調整への支援」「特許、商標分野の自動化協力」などを巡って協力を展開することとしている。

(出典：国家知識産権網 2020 年 6 月 16 日)

<http://www.cnipa.gov.cn/zscqgz/1149643.htm>

★★★4. 税関総署が越境 EC の新規定を公表 「オンライン広州交易会」にも適用★★★

中国税関総署は 6 月 13 日、企業間 (B2B) の越境電子商取引 (EC) について、北京や天津、広州など全国 10 都市の地方税関で、輸出監督管理モデル改革の試験的運用を始めたと発表した。15 日、オンライン形式で開催した中国輸出入商品交易会 (広州交易会) でも新たな規定が適用され、そのメリットを享受できるという。

新型コロナウイルスの感染拡大により、国を超えた行動に制限がかかる中、現地を訪れることなく EC サイトを通して直接海外商品を購入できる越境 EC 市場に注目が集まり、中国の越境 EC 事業が目覚ましい発展を続けている。今年第 1 四半期 (1~3 月) の貿易総額が前年同期比 6.4%減少したのに対し、越境 EC の輸出入額は 34.7%増加している。

新規定では「越境 EC 企業間直接輸出」、「越境 EC 輸出海外倉庫」と呼ばれる二つの管理コードを新たに設け、企業間の越境 EC 直接輸出貨物と越境 EC 輸出海外倉庫貨物の管理に適用する。利用する輸出入業者や物流業者に対して、電子データで税関申告を行い、その真実性について相応の法律責任を負うよう求めるとしている。

税関総署は、同監督管理方式を北京、天津、南京、杭州、寧波、アモイ、鄭州、広州、深セン、黄埔の各税関で試験的に実施し、状況を踏まえた上で、全国の税関へ速やかに普及させるとしている。

(出典：海関総署公式サイト 2020 年 6 月 16 日)

<http://www.customs.gov.cn/customs/xwfb34/mtjj35/3144639/index.html>

★★★5. 市場監督総局、不正競争取り締まりを強化 「通達」を出す★★★

6 月 11 日、国家市場監督管理総局が「反不正競争の法執行強化と公平競争環境の構築に関する通達」を出し、不正競争を取り締まる法執行を更に強化し、公平に競争できる環境の構築によって生産再開を全面的に支援するよう求めた。

「通達」は、国の反不正競争に関する要求を徹底し、各地方の市場監視管理部門は営業秘密の保護を強化し、特に重点分野における反不正競争の法執行に力を入れなければならないと強調した。

また、営業秘密を侵害した違法行為の厳罰、営業秘密保護拠点の整備、「反不正当竞争法」などの普及啓発の強化、企業の知的財産権の保護などを確実に進めるよう要求した。

(出典：国家市場監督総局公式サイト 2020 年 6 月 12 日)

http://www.samr.gov.cn/xw/zj/202006/t20200612_317007.html

○ 地方政府の動き

★★★1. 広東、「クラウド上」の広州交易会の知的財産権保護を強化★★★

6月15日、第127回広州交易会がオンラインで開幕した。「クラウド上」で行われる今回交易会の知財保護活動の円滑化を図るため、広東の市場監督管理局は知的財産権保護の専門家からなるチームを設置し、主催側とともに「オンライン+オフライン」の苦情通報対応体制を導入するなどして、知的財産権の保護を強化している。

オンライン開催の特徴を踏まえて、市場監督管理局は、開幕前のリスク調査を実施し、権利侵害商品などがないよう、企業の自己管理の強化を促していた。合わせて28社の出展企業による84種の権利侵害の疑いがある出展商品を発見し、関係企業に指導を行った。

市場監督管理局はまた、主催側と協力して、ネット上の出展内容などが知的財産権を侵害した場合の苦情通報対応のマニュアルを作成、発表し、紛争対応の手続きの最適化を図った。このほか、国家知識産権局からの専門家と、省内の各知財関連部門から選出された関係者、合わせて59人からなる専門家チームで、知財保護活動の指導に当たっているという。

(出典：国家市場監督総局公式サイト 2020年6月17日)

http://www.samr.gov.cn/xw/df/202006/t20200617_317088.html

★★★2. 上海市知識産権局、知的財産権シンポジウムを開催★★★

6月12日、上海市知識産権局が上海科学会堂で、「知的財産権保護の世界的な高地を構築し、上海の都市としての核心的な競争力を高める」をテーマとしたシンポジウムを開催した。

芮文彪局長がシンポジウムにおいて、今年、中国（上海）知的財産権保護センターを設立し、上海市全域と多くの産業分野をカバーする、迅速な審査、迅速な権利確定、迅速な権利保護を一体化させたサービス体制の整備を促進するよう取り組むと表明した。これにより、上海企業の海外進出と国内外企業の上海における成長を支えるという。

シンポジウムに上海市科学技術協会、上海知識産権法院、上海市経済・情報化委員会、華東政法大学、一部の戦略的新興産業企業などからの関係者が出席し、上海の知財保護体制の最適化や企業の知財保護の優良事例、世界主要都市の知財保護の成功例などを巡って議論を交わした。

(出典：中国保護知識産権網 2020年6月15日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/sh/202006/1951997.html>

★★★3. 武漢の複数部門が知財紛争の多元化調停活動の強化で「意見」作成★★★

湖北省・武漢の複数の部門がこのほど、「知的財産権紛争の多元化調停活動を強化する意見」を共同で作成した。関係の各機関に対し、確実に徹底するよう求めている。

武漢市の市場監督管理局（知識産権局）、司法局、財政局、農業農村局、観光局、仲裁委員会弁公室、中級人民法院などが共同で作成したこの「意見」は、知的財産権の「厳格、全面、迅速、同等」保護の活動体制の構築をめぐり、活動規程のさらなる改善、紛争の適時な解決・予防、知財保護の能力・効率の向上などに取り組むよう求めている。また、司法調停や行政調停、仲裁調停、人民調停、商事調停などのさまざまな側面からなる、多元化された調停体制の枠組みを示すとともに、知財紛争の訴訟前・訴訟中の調停、各区における知財紛争行政調停センターの設立、人民調停活動機構の設立などの具体的な施策を明確にした。

(出典：国家知識産権網 2020年6月12日)

<http://www.cnipa.gov.cn/dttx/1149609.htm>

○ 司法関連の動き

★★★1. 西安市知識産権局と中級法院が「知財保護協力覚書」を締結★★★

西安市知識産権局と西安市中級人民法院がこのほど、「知的財産権保護協力覚書」を締結した。西安市の知的財産権保護活動を新たな段階に押し上げるよう、双方は知的財産権の司法と行政の保護を一層強化する。

「覚書」は国の「知的財産権の保護強化に関する意見」を徹底するための重要な施策として、西安市の知的財産権保護活動の促進、産業グレードアップの支援、ビジネス環境の最適化に積極的な役割を果たすことが期待されている。

双方は、活動連絡メカニズムの深化、活動連携メカニズムの強化、知的財産権の普及啓発の強化などの分野で協力を展開していくという。

(出典：国家知識産権網 2020年6月16日)

<http://www.cnipa.gov.cn/dttx/1149635.htm>

★★★2. アップル vs 西電捷通の SEP 侵害事件、北京知識産権法院が対象特許の有効性を支持★★★
米アップル社が国家知識産権局を相手取り、第三者である西安西電捷通無線ネット通信有限公司（以下、「西電捷通社」）のスマートフォンに関する SEP（standard-essential patent、標準必須特許）の無効を求めた行政訴訟について、北京知識産権法院は 6 月 8 日、アップル社の請求を退け、対象特許の有効性が認められていた国家知識産権局「第 31501 号」審決を維持する旨の判決を下した。

裁判の対象となったのは、「WLAN 移動機器のセキュアアクセスおよびデータセキュリティ通信方法」（特許番号 02139508.X）と称する特許で、西電捷通社が 2002 年 11 月に出願し、2005 年 3 月に登録されたものである。

本特許に対する無効請求が、今回が初めてではなかった。2015 年 8 月、西電捷通社に特許権侵害で提訴されたソニー中国は、専利復審委員会に無効宣告請求を提出し、対象特許の無効を主張した。復審委員会は 2016 年 2 月、対象特許が有効であるとの審決を下した。ソニーはその結果について、裁判所に上訴しなかった。

アップル社は 2016 年 5 月、西電捷通社に特許権侵害で提訴された後、直ちに専利復審委員会に対して、対象特許の無効を請求した。復審委員会は 2017 年 3 月、アップル社の無効審判請求を却下し、対象特許の有効性を維持する旨の「第 31501 号」審決を下した。アップル社はその結果を不服とし、北京知識産権法院に行政訴訟を提起した。

「第 31501 号」審決は、「2017 年中国における典型的な無効審判 10 大事例」にも選ばれたもので、特許の有効性判断の基準を示す観点から、今後同類の事案審理を左右する重要な意味を有する。北京知識産権法院の今回の判決は、業界で注目されていた。

（出典：中国知識産権资讯网 2020 年 6 月 15 日）

http://www.cipnews.com.cn/cipnews/news_content.aspx?newsId=123312

★★★3. 北京朝陽法院、文化産業知財裁判白書を発表 請求額は 5 年間で 11 倍増★★★

北京朝陽法院（裁判所）がこのほど、同法院の 2015 年から 2019 年にかけて審理した文化産業関連の知的財産裁判についてまとめた白書を発表した。それによると、昨年、原告による請求金額の平均値は 2015 年に比べて、11 倍も増加した。また、裁判で支持された金額が請求金額に占める割合を見ると、この数字は 5 年間で 1.6 倍増加したことがわかった。文化産業における権利保護活動や取引の活発化、司法保護の強化がうかがえる。

2015 年から 2019 年の 5 年間、朝陽法院が受理した文化産業関連の知財民事訴訟は 1 万 9995 件、知財訴訟全体の 84.4% を占める。結審件数は 1 万 8793 件、結審率は年平均で 94% に達している。

同法院・民事第 5 法廷の責任者は、近年、インターネットを含むデジタル技術の発展に伴い文化産業の繁栄が促進されている一方、新技術の発展により著作権紛争が増加しつつあり、著作権法の適用で新たな課題が浮上していると説明した。

（出典：中国保護知識産権網 2020 年 6 月 12 日）

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/sfjg/rmfy/dfgy/202006/1951952.html>

○ ニセモノ、権利侵害問題

★★★1. 国家版權局など 4 部門、「劍網 2020」特別行動を始動★★★

中国国家版權局、工業・情報化部、公安部、国家インターネット情報弁公室がこのほど、インターネット上の著作権侵害・海賊版を取り締まる「劍網 2020」特別行動を共同で始動させた。

国家版權局などは 2005 年より、インターネット上の動画、音楽、文学、報道、クラウドストレージなどに関わる著作権侵害・海賊版を取り締まる特別行動を毎年実施している。今年は 16 回目の実施となる。これまでの特別行動で多数の重大な事件の摘発に成功し、ネット上の著作権侵害行為を効果的に抑止し、国内外の権利者から評価されている。

今年の特別行動は 6 月から 10 月にかけて実施され、視聴作品、電子商取引プラットフォーム、ソーシャルネットワーク、オンライン教育などの分野に重点を置き、著作権の保護と海賊版の取り締まりを強化することとしている。

（出典：中国打撃侵權工作網 2020 年 6 月 17 日）

<http://www.ipraction.cn/article/gzdt/ywdt/202006/315055.html>

★★★2. 市場監管部門が第 1 四半期に約 4 万件の権利侵害・模倣事件を摘発★★★

中国各地方の市場監督管理部門が、今年第1四半期に知的財産権の法執行の特別行動を実施し、重点分野、重点商品、重点市場に対する監視、管理を強化した。

市場監督管理部門は、行政法執行の抑止力を発揮し、権利者と消費者の合法的権益を確実に保護するよう、市場経済秩序の維持に全力を尽くし、良好なビジネス環境の構築に取り組んでいた。全国の市場監督管理部門は各種の特別行動において、3万9700件の違法事件を調査、処理し、権利侵害・模倣が多発する市場に焦点を絞り、1万8900回の法執行活動を実施した。

(出典：国家市場監督総局公式サイト 2020年6月12日)

http://www.samr.gov.cn/xw/zj/202006/t20200612_317008.html

○ その他知財関連

★★★1. 広州交易会、権利侵害有無の対比目録を配布 企業の自己調査に★★★

第127回中国輸出入商品交易会（広州交易会）が6月15日からオンラインで開催されるのに合わせて、交易会の知的財産権と貿易紛争関連の苦情、通報を受け付ける機構は、企業が自ら権利侵害の有無を調べる時の対比資料として、展示品に関連する一部の特許、商標、著作権をとりまとめた「知的財産権参考目録」を配布した。

目録に収録された権利は米国、英国、フランス、中国、ルクセンブルクなどの企業が保有するもので、「専利」セクションには、キッチンシュレッダー、靴底とアッパーデザイン、ラゲッジパネルなどの14製品、「商標」セクションには5か国の8つの商標、「著作権」セクションには3つの企業の著作権がそれぞれ含まれる。

交易会の主催側は、出展企業に対し、開幕前に自ら知財侵害の有無を調べるなどして知財保護の意識を強化し、「源」から権利侵害を抑止するよう要請した。

(出典：中国保護知識産権網 2020年6月15日)

<http://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/qt/202006/1951972.html>

★★★2. 「知財保護レベルなどが著しく向上」＝中国EU商会「商業信頼感調査」★★★

6月10日、中国EU商会とコンサルティング会社、ローランド・ベルガーが北京で「中国欧州連合商会商業信頼感調査2020」を共同発表した。報告書によると、中国にあるEU企業は、この10年間、中国は知的財産権の法律法規の起草と実施において持続的な進歩を遂げており、知的財産権の立法と保護水準は著しく向上していると評価した。

中国EU商会は2004年より、「商業信頼感調査」を毎年実施している。今年は1308社を対象にアンケートを行い、47.9%に当たる626社から回答を得た。

このうち、中国の知的財産権関連法律法規の有効性について、「素晴らしい」と「十分」を合わせた答えは3分の2に達し、過去10年に立法と保護の水準はいずれも著しく上昇したことがうかがえると報告書は指摘している。また、「中国のイノベーション水準が世界平均水準を上回っている」と答えた企業は40%で、「中国は依然として自社の投資先のトップ3である」は63%であった。

(出典：中国知識産権资讯网 2020年6月11日)

http://www.cipnews.com.cn/cipnews/news_content.aspx?newsId=123275

【中国 IPG のご紹介】

中国 IPG (Intellectual Property Group in China、中国知的財産権問題研究グループ) は、在中日系企業・団体による、知財問題の解決に向けた取り組みを行うことを目的とした組織です。主な活動には、年5回開催する予定の全体会合（メンバー間の情報交換や各種講演を実施）や、特定テーマについての検討を行う専門委員会、会員の所属業界における知的財産権問題についての情報交換を行うWG等があります。その他、知財関連法令についての意見募集への対応等を行っています。

ご関心・ご参加をご希望の方は、下記までお問い合わせください。

★中国 IPGweb サイト：<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipg/>

★中国 IPG 事務局（ジェトロ・北京事務所 知的財産権部）

Tel: +86-10-6528-2781、E-mail: pcb-ip@jetro.go.jp

【配信停止・配信先変更】

配信停止を希望される場合は、下記の URL にアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

配信先を変更したい場合は、配信停止をした上で新たな E メールアドレスをご登録ください。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved